

## 北部クリーンセンター焼却灰等運搬業務仕様書

本業務は、大津市北部クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）から排出される焼却灰、固化灰及び不燃物を大阪湾広域臨海環境整備センター尼崎事業所（以下「フェニックス尼崎基地」という。）又は大津市北部廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）まで運搬することを目的とする。

### 1 運転手

大型運転免許証以上を所有する社員であること。

### 2 履行期間

① 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始及び甲の指定する日を除くすべての日とする。

② 休業日であっても、作業の必要が生じたときは、甲は作業の実施を命ずることができる。

ただし、甲は、乙に当該日の2日前までに通知しなければならない。

### 3 作業時間等

午前6時ころから午後3時ころまでとする。

フェニックス尼崎基地へ1日に2回搬出が必要な場合は、基地の開場時間内での搬出が必要なため、高速道路等の渋滞を考慮し、上記の時間を原則とする。また、ドライバーの積込みによる待ち時間を短縮させたいことから、搬出終了後は当センターに車両を待機させ、夜間に搬出物を積込むこととする。甲が必要と認めたときは作業時間を変更することができる。

### 4 搬出予定量（年間）

(1) フェニックス尼崎基地運搬業務

焼却灰・固化灰・不燃物 合計 3,000t

(2) 北部廃棄物最終処分場運搬業務

焼却灰・固化灰・不燃物 合計 950t

なお、搬出予定量は施設の稼働状況により、増減が生じる場合がある。

### 5 搬入先

(1) フェニックス尼崎基地 尼崎市平左衛門町70番地

(2) 北部廃棄物最終処分場 大津市伊香立下龍華町815番地の1

## 6 運搬経路

- (1) 北部クリーンセンター → 湖西道路 → 名神高速道路（京都東～豊中インター）→ 阪神高速（池田線・環状線・大阪港線・湾岸線）→ 尼崎宝塚線 → 臨海幹線 → 武庫川左岸線 → フェニックス尼崎基地
- (2) 北部クリーンセンター → 指定経路（別紙経路図）→ 北部廃棄物最終処分場

## 7 使用車両

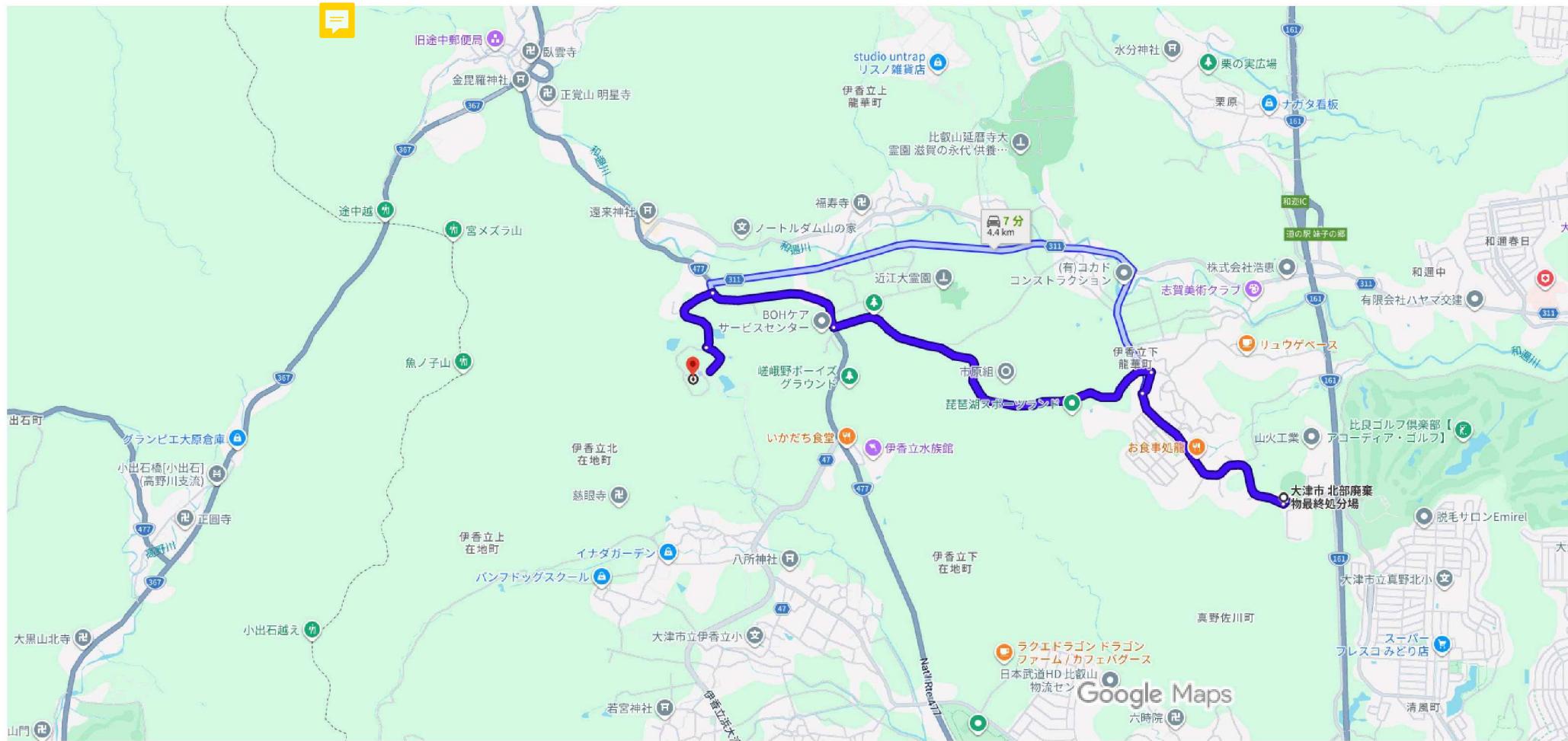
- ① 落下、飛散の防止のため、荷台の全面を覆うことができる車両（全面が覆うことが出来るコボレーン車）の使用又は全面シート掛けを行うこと。搬入後、帰路においても飛散防止に努めること。
- ② ダンプトラック（10t車を原則とする）とし、ダンピングできる車両（観音開き、片開きは不可）であること。
- ③ 車両の大きさは、縦8.0m、横3.0m以内で計量可能なものであること。  
ダンプアップ時の地上最高高さは、7.0m未満であること。

## 8 提出書類

- ① 運転手の運転免許証（写し）
- ② 社員であることを証する書類
- ③ 使用車両の車検証（写し）
- ④ 使用車両が借用物である時は、貸借契約書（写し）
- ⑤ その他（大阪湾広域臨海環境整備センターから提出を求められる書類等）
- ⑥ 月毎の業務完了報告書

## 9 その他遵守事項

- ① 委託業務の一部又は全部を第三者に再委託しないこと。（止むを得ない相当の理由のある場合を除く。）
- ② 搬出ごとに性状別に計量すること。
- ③ 搬入先が定めた廃棄物搬入要項等に従い搬入すること。
- ④ 搬入先では、担当職員の指示に従うこと。
- ⑤ 運搬に当っては、道路交通法を遵守し、迅速に業務を遂行すること。
- ⑥ 使用する車両等の管理については、善良な管理を行わなければならない。
- ⑦ 使用の車両の洗車は自社にて行うこと。施設及び処分場の洗車機等は使用不可とする。
- ⑧ 作業中発生した事故は、速やかに甲に報告し、適切な処置を取ること。
- ⑨ その他必要事項は、監督員の指示に従うこと。



県道311号 経由

最速ルート(通常の交通量)

7分

4.4 km

地図データ ©2026 200 m